

判決年月日	平成28年7月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10062号		
○ 本願商標から生じる複数の称呼，観念のうち1つの称呼，観念が引用商標の称呼及び観念と同一であり，両商標は類似するものといえ，本願商標の要部と引用商標とは，外観上の差異はあるものの，称呼及び観念の同一性をりょうがして上記類似を覆すほどのものでないとされた事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2014-067553号，不服2015-12355号，
商標登録番号第2701839号(引用商標)

判 決 要 旨

【本願商標】



指定商品（平成27年2月26日付け補正後のもの）
：第9類「電気スイッチ，セルスイッチ（電気用のもの），制御盤（電気用のもの），配線函，電気接続具，電池用充電器，バッテリーチャージャー等」

【引用商標】

F I T

指定商品
：第9類「配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー等」

1 本願商標に係る拒絶査定不服審判請求について，審決は，本願商標中の「FIT」の文字部分と引用商標とは，外観において類似し，称呼を同一にし，観念を共通にするものであるから，互いに類似するものであり，本願商標は，商標法4条1項11号に該当する旨判断した。

2 本判決も，以下のとおり，本願商標は，商標法4条1項11号に該当し，同旨の審決の判断に誤りはないと判断した。

(1) 称呼及び観念について

本願商標からは，「フォックスコン インターコネクト テクノロジー エフ アイ ティー」の称呼及び鴻海グループに属する企業との観念が生じるとともに，「FIT」の文

字部分から、「エフアイティー」との称呼及び「フィット」との称呼並びに「適した」，「ぴったりの」との観念が生じる。

引用商標からは、「エフアイティー」との称呼が生じるほか、「フィット」との称呼及び「適した」，「ぴったりの」との観念が生じる。

(2) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標から生じる称呼及び観念のうち、「フィット」との称呼及び「適した」，「ぴったりの」との観念は，引用商標の称呼及び観念と同一である。このように，対比に係る商標から2つ以上の称呼，観念が生じる場合，そのうちの1つの称呼，観念が類似するときは，両商標は類似するというべきである（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁参照）。

本願商標の「F I T」の文字部分と引用商標とは，外観上，文字の彩色や書体等の相違はあるものの，その相違は，上記の称呼及び観念の同一性をりょうがして上記類似を覆すほどのものではない。

以上によれば，本願商標と引用商標とは，出所について誤認混同のおそれがあり，両商標は，類似するものといえることができる。

(3) 指定商品について

本願商標の指定商品は，引用商標の指定商品中，「配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電線及びケーブル，電気通信機械器具（デジタルカメラ及びその部品を除く。）」，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極」と同一又は類似のものである。

(4) 結論

したがって，本願商標は，商標法4条1項11号に該当する。

以 上